

農業用かん水施設を利用される方は 4/3～5/31 までに申請をお願いします

町内5か所（荒平・立岩・西原・畑・二俣）のかん水施設を利用される方は、期限内に申請と使用料の納付をお願いします。

また、令和5年度の使用料は燃油価格の高騰による農家負担を軽減するため例年の7割の額とします。

記

申請期間 令和5年4月3日から5月31日まで(土日祝を除く)

申請先 玉東町役場 産業振興課

持参物 印鑑、使用料

使用期間 令和5年4月3日～令和6年3月31日

年間使用料 個人の経営面積により変動します。(下表参照)
使用料は申請窓口でお知らせします。

農地基本台帳の 経営面積	通常使用料	令和5年度 使用料	備考
50a未満	5,000円	3,500円	・農地台帳面積を基本とし、水田の作付面積については経営面積の1/2相当で計算します。
50a以上100a未満	7,000円	4,900円	
100a以上150a未満	8,000円	5,600円	
150a以上200a未満	9,000円	6,300円	
200a以上250a未満	10,000円	7,000円	
250a以上300a未満	12,000円	8,400円	
300a以上500a未満	15,000円	10,500円	
500a以上	20,000円	14,000円	
町外農業者	20,000円	14,000円	